

障がい者等の割引運賃について

各都道府県発行の身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者手帳をお持ちの方は、路線バスの普通運賃が5割引き（10円未満 四捨五入）となります。このうち、「第1種/A/第1級」の方は、介護人1名（同便かつ同区間の利用に限る）も5割引となります。

※但し、高速バスには精神障がい者手帳の割引適用はございません。

運賃をお支払いの際は、ご申告の上、証明書をご提示ください。

また、交通系ICカードの利用につきましては、システムの都合上、乗務員の操作が必要となります。降車の際は、乗務員の操作完了後にタッチをお願い致します。なお、障がい者割引が適用された乗車券、定期券をご利用の際には、各種証明書をご持参いただきますようお願い申し上げます。ご持参されていない場合には所定の運賃をお支払いいただきます。

富士急バス株式会社

